

**平成29年度**  
**大分県自立支援協議会**  
**第1回相談支援・研修部会**

**日時：平成29年4月28日（金）**  
**場所：大分県庁 新館9階 91会議室**

**大分県福祉保健部障害福祉課**

## 次 第

- (1) 障害福祉課参事あいさつ
- (2) アドバイザー派遣事業要綱（案）について
- (3) 平成29年度相談支援国研修派遣候補者について
- (4) その他  
参考資料

## 次第 2

アドバイザー派遣事業要綱（案）について

## 大分県障がい者相談支援県内アドバイザー派遣事業実施要綱（案）

### （目的）

第1条 大分県障がい者相談支援県内アドバイザー派遣事業（以下、「本事業」という。）は、障がい者及び障がい児（以下、「障がい者等」という。）の相談支援等に関し専門性の高いアドバイザーを派遣し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等、広域的支援をおこなうことにより地域における相談支援体制等の整備を推進することを目的とする。

### （業務内容）

第2条 本事業のアドバイザー（以下、「アドバイザー」という。）は、関係機関と協力し、前条の目的を達成するために、次に掲げる業務をおこなう。

- (1) 第6条の派遣先において、次に掲げる事項につき、助言等をおこなうこと
  - ア 協議会の運営支援に関すること
  - イ 地域で対応困難な事例に関すること
  - イ 相談支援専門員のスキルアップに関すること
  - ウ その他必要な事項に関すること
- (2) 相談支援専門員の人材育成に関する企画に参画すること
- (3) その他、大分県自立支援協議会相談支援・研修部会にて協議をおこない必要と認められた業務

### （連携）

第3条 本事業の運営にあたっては、市町村の他、必要な関係機関・団体と連携・協力しながら事業を推進する。

### （アドバイザーの登録）

第4条 大分県自立支援協議会相談支援・研修部会長（以下、「部会長」という。）は、次の各号に該当するものの中からアドバイザーを選任する。また、アドバイザー名簿を作成し、必要に応じて情報開示をおこなうものとする。

- (1) 地域における相談支援体制整備について実績を有するもの
- (2) 相談支援その他の障がい者等の支援について相当期間の経験及び見識を有するもの
- (3) 所属団体・機関等の利益に優先し、障害者ケアマネジメントの資質向上のために尽力できるもの

(派遣申し込み)

第5条 アドバイザーの派遣を希望する機関は、依頼したい業務内容、その理由等を記した派遣依頼申込書を作成し、機関が所在する市町村の市町村障がい福祉主管課長あてに提出する。

2 市町村障がい福祉主管課長は前項の申し込みに意見を付し、部会長に提出する。

(派遣決定)

第6条 部会長は、前条第2項の提出があった場合、第1条の目的及び第2条の業務内容に合致するかを判断し、アドバイザー派遣をおこなう。

(報告及び連絡、調整)

第7条 部会長は、第2条の業務について、報告を受け、連絡及び調整を図るため、アドバイザーが出席する会議を招集し、開催する。

2 部会長は、大分県自立支援協議会において、活動報告をおこなう。

(秘密の保持)

第8条 本事業実施にあたって、関係者は個人情報の保護に万全を期し、正当な理由なく、業務上知り得た情報を漏洩してはならない。

(運営)

第9条 本事業については、事業運営の委託をおこなうことができる。

(その他)

第10条 本要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別途定める。

## ◆県内アドバイザー派遣事業

市町村における自立支援協議会の運営の円滑化・活性化のため、県から市町村自立支援協議会に県内アドバイザーを派遣する。

### ○ 期待される効果

- ・自立支援協議会の運営に関するアドバイスや他の地域の現状をアドバイザーから直接聞くことで、当該地域の自立支援協議会の活性化に繋がる
- ・専門的な事案で、行き詰まっている案件について、各分野の専門家からアドバイスをもらうことで、当該地域の課題解決に繋がる

### ○ 事業の仕組み

#### ① 県内アドバイザーの定義

- ・県内における各分野の専門家等を「県内アドバイザー」と位置づける。
- ・資格要件等は求めず、自立支援協議会の活性化のために有用なアドバイスをする専門家に依頼する。
- ・アドバイザーは、県自立支援協議会の委員又は委員の推薦を受けた者の内、事務局（県障害福祉課）から依頼する。

#### ② 県内アドバイザー名簿

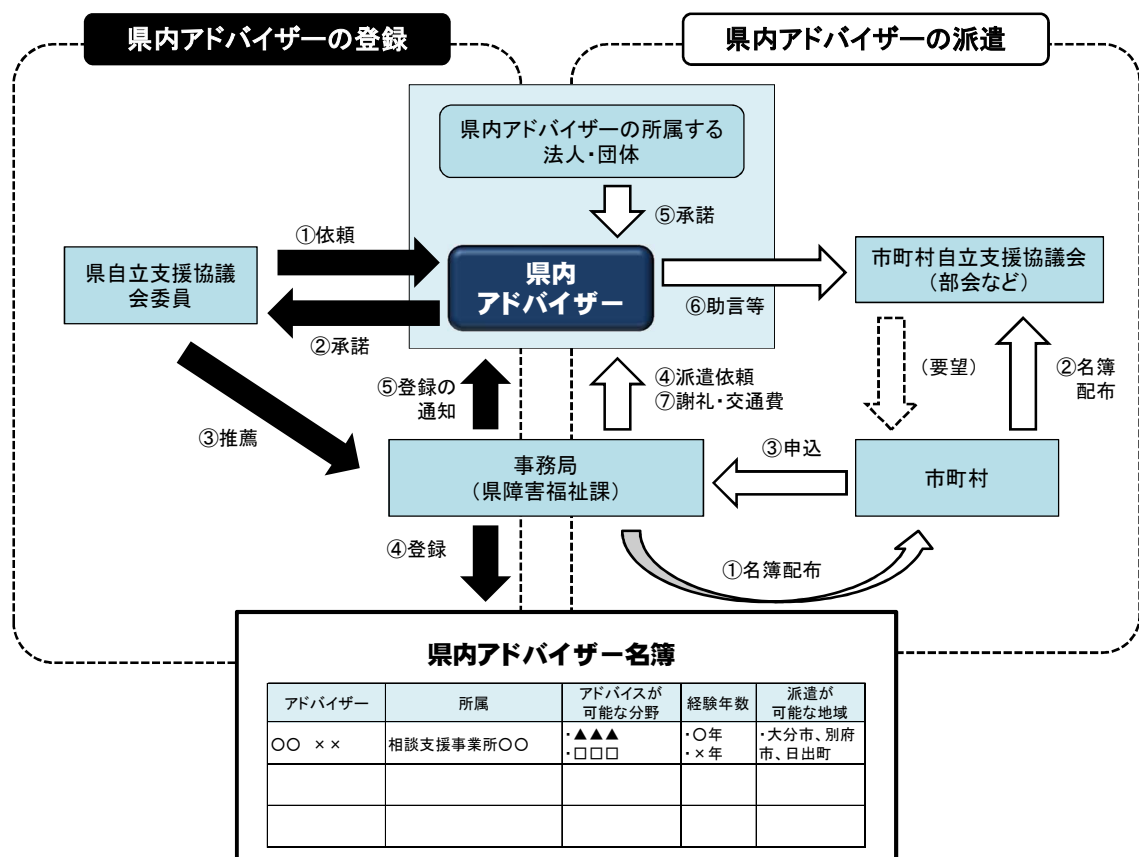
- ・アドバイザーの氏名、所属、アドバイスが可能な分野、経験年数及び派遣が可能な地域を記載した名簿を作成し、市町村（市町村自立支援協議会）に送付する。

#### ③ 派遣までのながれ

- ・市町村からの申込みにより、県はアドバイザーを市町村自立支援協議会に派遣する。
- ・アドバイザーは、自立支援協議会の運営方法や専門的な内容について助言する。

※ ②～③の詳細は別紙のとおり

## ◆県内アドバイザーの登録と派遣の流れ



県内アドバイザー実績(H28年10月時点)

年度	回数	派遣先市町村	派遣内容
H27	0		
H26	1	中津市	相談支援専門員とサービス管理責任者との合同学習会の講師
H25	0		
H24	1	豊後大野市	宇佐市における精神障がい者の地域移行の取組について、医療と福祉の連携や、自立支援協議会の活動について講義
H23	0		
H22	1	国東市	自立支援協議会における定例会の役割

(別記16)

## 広域的な支援事業

### 1 目的

市町村域を超えて広域的な支援を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

### 2 実施事業

#### (1) 都道府県相談支援体制整備事業

##### ア 目的

都道府県に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進することを目的とする。

##### イ 事業内容

- (ア) 地域のネットワーク構築に向けた指導、調整
- (イ) 地域で対応困難な事例に係る助言等
- (ウ) 地域における専門的支援システムの立ち上げ援助（例：権利擁護、就労支援などの専門部会）
- (エ) 広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援
- (オ) 相談支援従事者のスキルアップに向けた指導
- (カ) 地域の社会資源（インフォーマルなものを含む）の点検、開発に関する援助等

##### ウ アドバイザー

- (ア) 地域における相談支援体制整備について実績を有する者
- (イ) 相談支援事業に従事した相当期間の経験を有する者
- (ウ) 社会福祉など障害者支援に関する知識を有する者

##### エ 留意事項

都道府県が設置する協議会において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること。

#### (2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

##### ア 目的

精神障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な広域調整、専門性が高い相談支援及び事故・災害等発生時に必要な緊急対応を目的とする。

##### イ 実施方法等

平成26年3月31日障発0331第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神障害者地域生活支援広域調整等事業の実施について」に基づき実施する。



## 県内アドバイザー名簿

No.	氏名	所属	分野(立場など)	派遣可能地域
	首藤 辰也	社会福祉法人別府発達医療センター 別府市相談事業所 ぱれっと	自立支援協議会(運営方法など) 相談支援	
	神志那 久美	社会福祉法人紫雲会 サポートセンターサライ	相談支援	竹田市、豊後大野市
	五十嵐 猛	大分県発達障がい者支援センター	療育	県内全域
	浅倉 恵子	諏訪の杜病院 どんぐりの壮クリニック	発達障がい その他(高次脳機能障害)	県内全域
	荒巻 成志	社会福祉法人 由布市社会福祉協議会 地域福祉課 地域生活支援係	自立支援協議会(運営方法など) 相談支援	県内全域
	佐藤 任孝	大分県発達障がい者支援センター	就労 その他(地域福祉)	県内全域
	宮迫 賢太郎	ロイヤルクリナー株式会社 リファイン大分	相談支援 就労 発達障がい	県内全域
			就労	大分市

お問い合わせ先:  
大分県福祉保健部障害福祉課 自立・療育支援班  
Tel 097-506-2729 / FAX 097-506-1740

## 次第 3

平成 29 年度相談支援国研修派遣について

## 平成29年度相談支援従事者指導者養成研修会について

### 1 指導者養成研修の推薦について

- ・平成29年度相談支援従事者指導者養成研修  
日時：平成29年6月21日（水）～6月23日（金）  
場所：国立障害者リハビリテーションセンター学院

- ・大分県講師枠 3名

平成29年度

2名 平成28年度に相談支援講師打合せで検討

1名

来年度以降 3名（平成31年度までは変更予定なし）

1名 過去の養成研修受講者

2名

#### ※国の要件

- ・現に、相談支援に従事している者等であって、「相談支援従事者研修」において、企画立案・運営に携わる中心的な役割を担う者
- ・都道府県職員であって「相談支援従事者研修」を担当している者

#### ※県が受講推薦者を選定するにあたって考慮する要件

- ・県実施の相談支援従事者研修の企画・実施（講師）に携わることができる者
- ・所属する事業所が相談支援事業指定事業者若しくは今後相談支援事業指定事業者になる予定であること
- ・現に相談支援専門員として相談支援業務に従事している者、又は今後相談支援専門員として相談支援業務に従事する者
- ・地域の相談支援体制を強化するために、各市町村で中心的役割を果たすことが見込まれる者

### 2 相談支援従事者の人材育成について

- ・相談支援専門員のキャリアパス

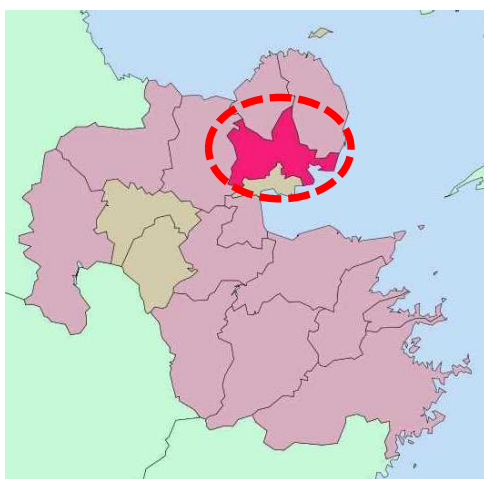
# 地域共生社会の推進と地域包括ケアシステムの構築に向けて

平成29年3月17日  
杵築市福祉推進課

地域包括ケア推進係  
主任 大塚 俊輔



## (大分県) 杵築市の概要



- 総面積 … 280.08km<sup>2</sup>
- 人口動態 (平成29年2月末)
  - ・人口 … 30,197人
  - ・世帯数 … 13,548世帯
  - ・高齢者数 … 10,602人
  - ・高齢化率 … 35.1%

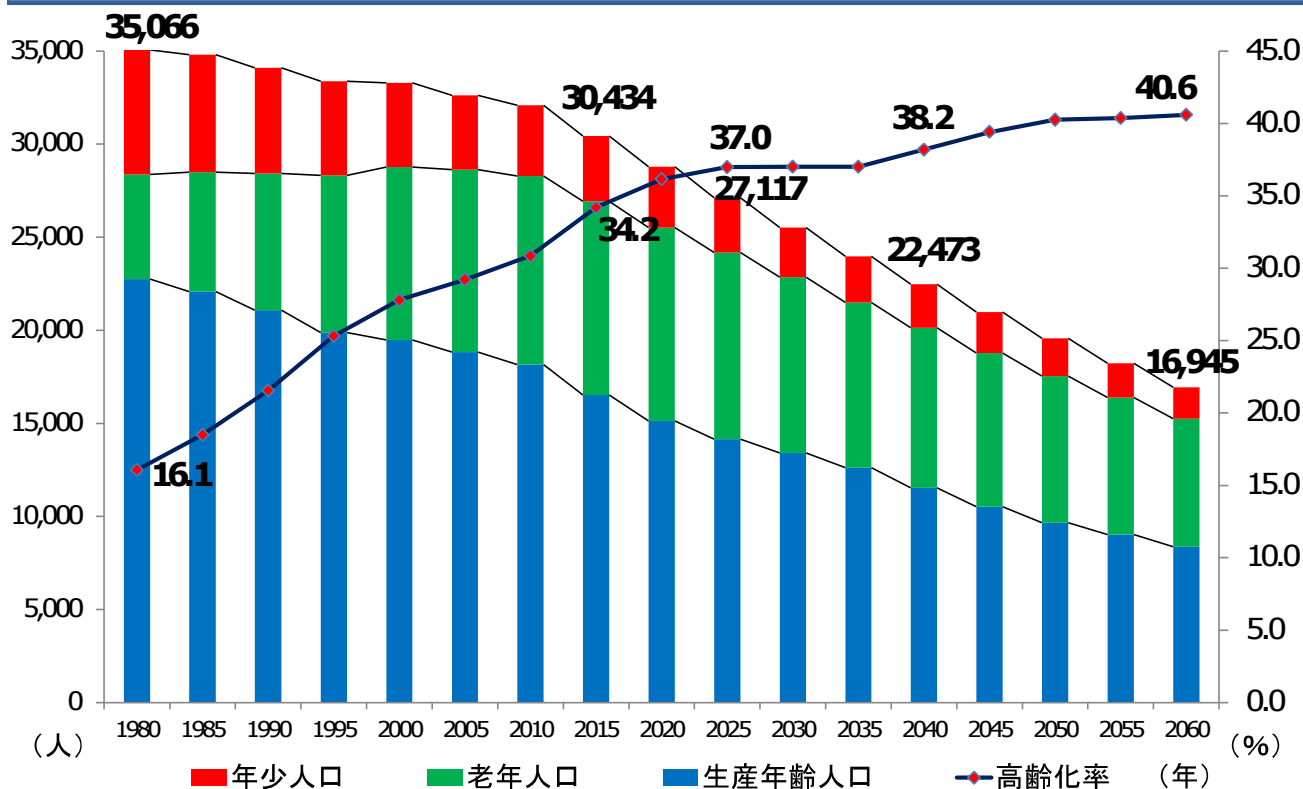
○平成17年10月合併

- ・旧杵築市
  - ・旧山香町
  - ・旧大田村
- } 新杵築市

- 一般会計決算総額 (平成27年度)
  - ・歳入 … 20,070,598千円
  - ・歳出 … 19,135,300千円
- 職員数 (平成28年4月、一般行政職)  
… 245人



## 杵築市の人口及び高齢化率の推移・将来推計



出典:「杵築市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成27年10月)」より作成  
 原典:2010年までは国勢調査、2015年からは国立社会保障・人口問題研究所推計準拠

2

### 地域包括ケアシステムとは・・・

地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう

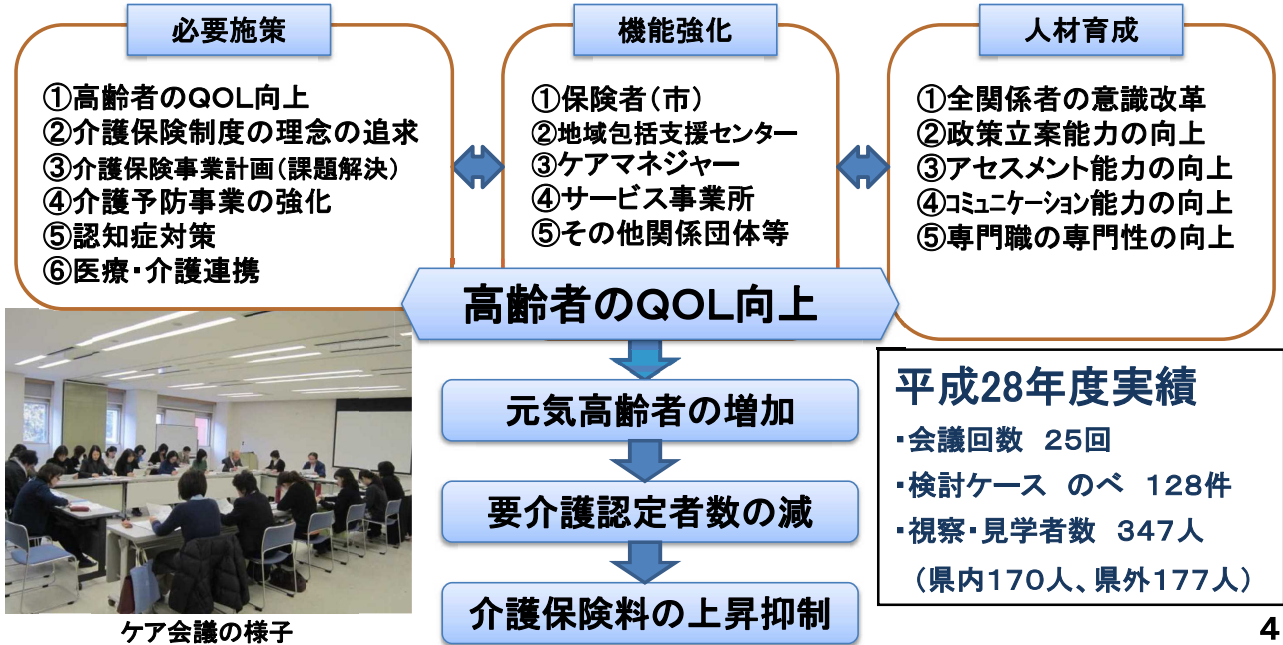
地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律  
 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律 より

3



## 地域ケア会議（高齢者ケース）の概要

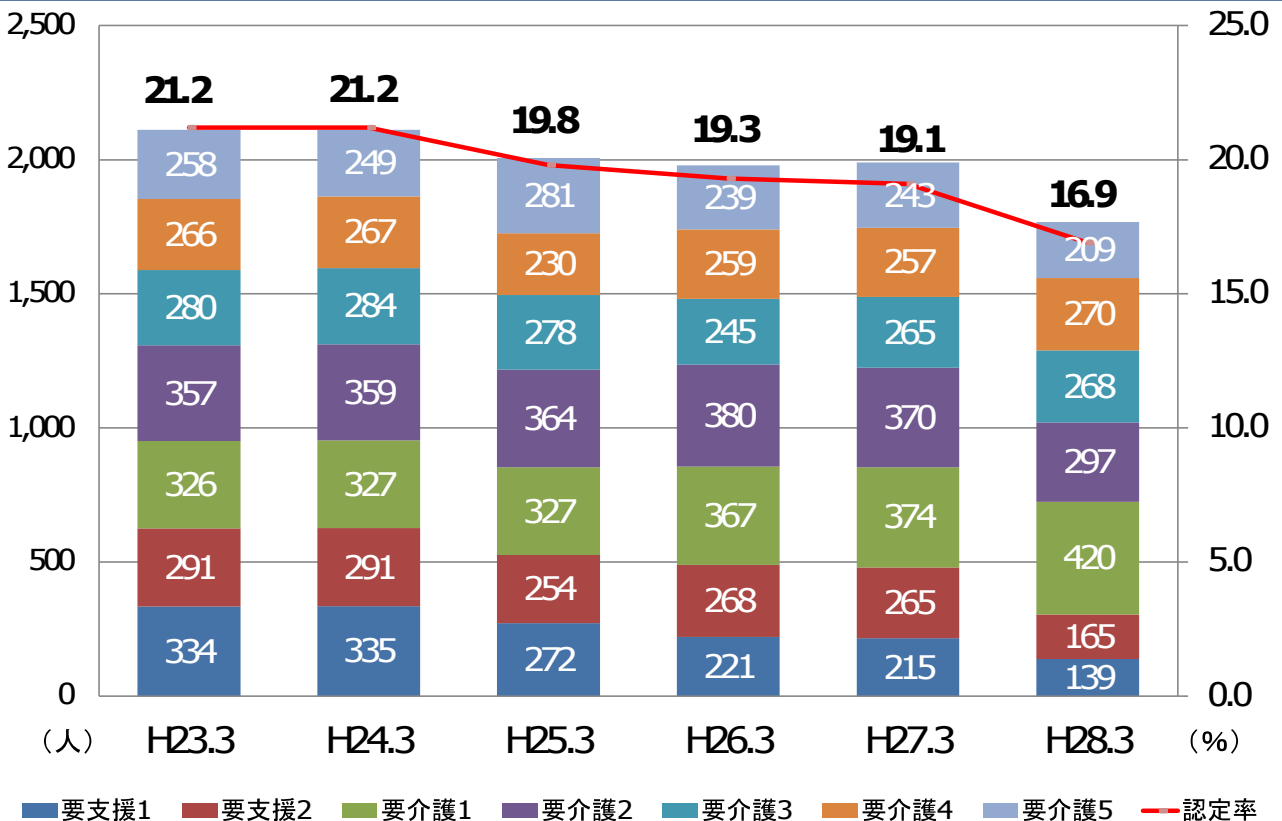
- 個別ケースの課題解決からネットワークの構築、地域課題の発見、社会資源の整備、政策形成
- 平成24年2月から実施、毎週水曜日
- 参加者：保険者（計画担当者）、地域包括支援センター、ケアマネジャー、介護保険事業所、  
助言者：理学療法士、作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士、県保健所保健師 等
- 対象事例：介護予防給付・介護給付（福祉用具、住宅改修、例外給付）・地域密着型サービス、  
困難事例・介護予防・日常生活支援総合事業



4



## 杵築市の介護度別認定者数及び認定率の推移



5

# 1. 保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

## 見直し内容 ～ 保険者機能の抜本強化 ～

- 高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者が地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送っていただくための取組を進めることが必要。
- 全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう、
  - ① データに基づく課題分析と対応(取組内容・目標の介護保険事業(支援)計画への記載)
  - ② 適切な指標による実績評価
  - ③ インセンティブの付与を法律により制度化。

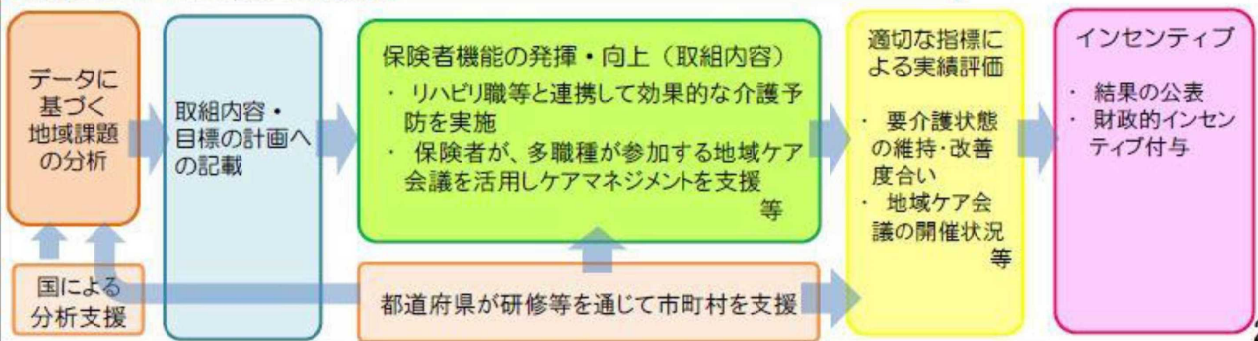
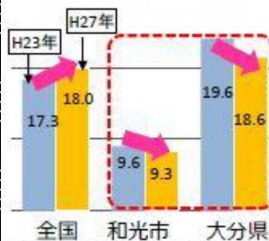
### ※主な法律事項

- ・介護保険事業(支援)計画の策定に当たり、国から提供されたデータの分析の実施
- ・介護保険事業(支援)計画に介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標を記載
- ・都道府県による市町村支援の規定の整備
- ・介護保険事業(支援)計画に位置付けられた目標の達成状況についての公表及び報告
- ・財政的インセンティブの付与の規定の整備

先進的な取組を行っている和光市、大分県では

- 認定率の低下
- 保険料の上昇抑制

### 要介護認定率の推移



平成29年2月厚生労働省「地域包括ケアシステム強化法案 概要説明資料」

(第3種郵便物認可) 大分

## 育児と介護のダブルケア 半数が身近に

調査は40代以上の「介護、育児の総合男女3千人を対象に」的支援サービスが実施。ダブルケアを受けられる場所「33」(身近な問題と回答)が6%を挙げた。「身近な問題」と思 今回の白書では高「(身近な問題と) 40代以上の3千人調査」の回答が合わせて45・4%に上った。実際にダブルケアを受けている人や、者数は15年時点7%から関わる可能 29万人と年々増えているとみられる。え、就業率は男性29・3%、女性14・3%。必要な支援を複数 %と海外より高い水回答で聞いたところ 準だった。定年後の「介護も育児も 継続雇用では、給与相対できる行政窓 3割以上減った人」(43・3%)やが約61%を占めた。

介護と育児の両方に同時に直面する「ダブルケア」について、国の調査に40代以上の半数近くが「身近に感じている」と回答したことが4日、分かった。少子化や出産年齢の上昇が背景にあるとされ、調査結果を盛り込んだ2016年版の厚生労働白書は、家庭への包括的な支援が必要だと指摘している。

### 40代以上の3千人調査

## 少子化、出産年齢が上昇

「大分合同新聞」平成28年10月4日(火)夕刊

## 新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン(H27.9)

- これまでの日本の福祉サービスは、**高齢者、児童、障害者など対象ごとに充実・発展してきた**。加えて、高齢者施策については地域包括ケアを進め、子育て支援についても地域での子育てが重視されるようになり、障害者福祉については施設から地域へと、地域福祉づくりに取り組んできた。
- その一方で、核家族化、ひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化等により、**家族内又は地域内の支援力が低下している**という状況がある。さらに、**様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、世帯単位で複数分野の課題を抱える**といった状況がみられる。
- こうした課題に対して、地域全体で支える力を再構築することが求められる。同時に支援のあり方としても、**これまでのように分野ごとに相談・支援を提供しても、必ずしも十分な相談・支援が実現できるとは限らない状況が生じてきている**。
- したがって、いわゆる互助・共助の取組を育みつつ、対象者の状況に応じて、**分野を問わず包括的に相談・支援を行うことを可能とすることが必要となっている**。

## 一億総活躍プラン(H28.6)

- 上記「ビジョン」を実行するものとして、**支え手側と受け手側が常に固定しているのではなく、皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域共生社会の実現を目指す**。
- 世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、**市町村における総合的な相談支援体制作りを進め、2020年以降を目処に全国展開を図る**。

8

## 近年の法改正の状況

- 生活困窮者自立支援法の施行(H27.4)  
**児童福祉、障害者福祉、介護保険等各種制度との連携**による施策の実施を求める関係14通知が発出された
- 児童福祉法の一部改正法施行(H28.6)  
医療的ケアを要する障害児に対する支援のため、**保健、医療、福祉等の連絡調整を行うための体制整備**について必要な措置を講ずるよう努めることとされた
- 発達障害者支援法の一部改正法施行(H28.8)  
発達障害者の支援のため、総合的な相談に応じられるよう、**関係機関等との有機的な連携の下に必要な体制を整備**するよう努めることとされた

## 地域包括ケアシステム強化法案

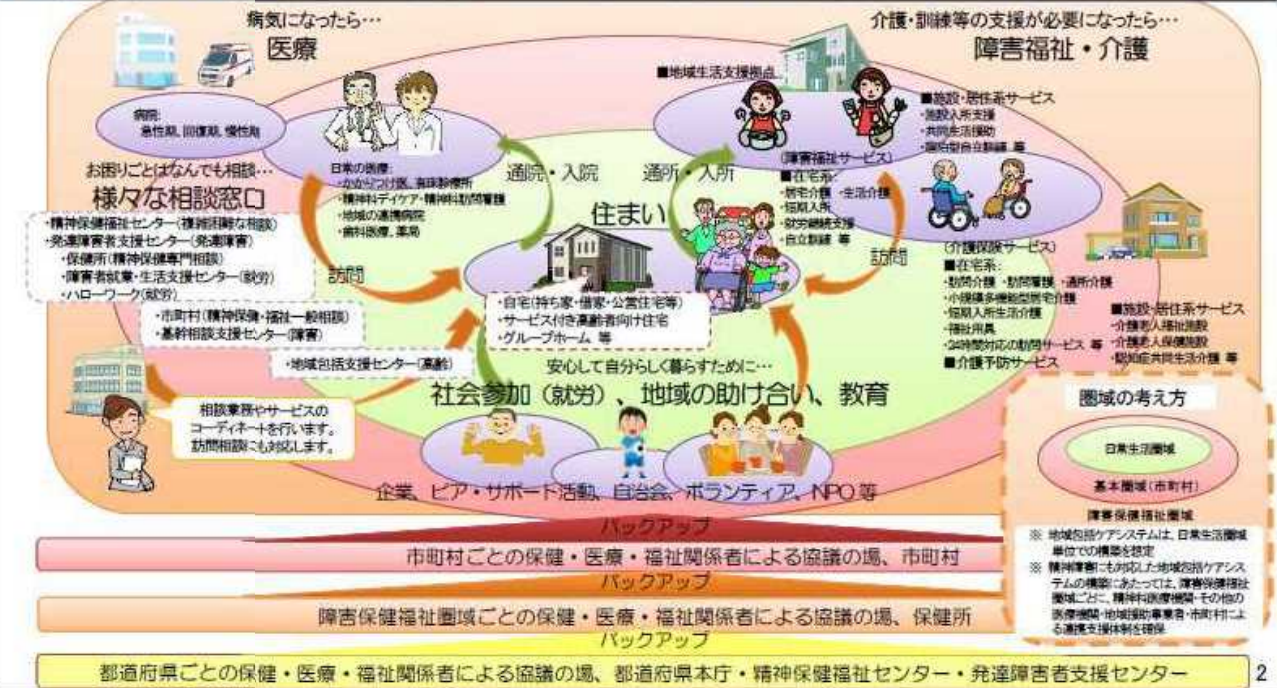
- 社会福祉法の改正案
  - ・ 市町村は、**関係機関の地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備**するよう努めることとされた
  - ・ 市町村及び都道府県は、**市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画を策定**するよう努めることとされた
- 介護保険法の改正案  
介護サービス等に関する施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するに当たっては、**障害者その他の者の福祉に関する施策との有機的な連携を図るよう努めなければならない**こととされた

9



# 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

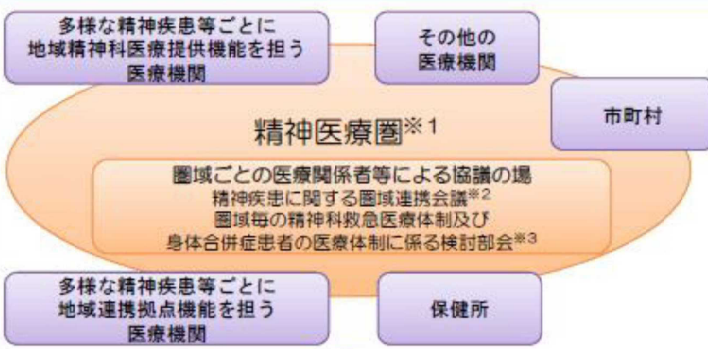
- 精神障害者が、地域の一人として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



## 第84回(H29.2.22) 社会保障審議会・障害者部会 資料

# 多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制（イメージ）

- 多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築に向けて、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」を踏まえて、多様な精神疾患等ごとに各医療機関の医療機能を明確にし、役割分担・連携を推進する。



**精神医療圏における関係機関の役割**

**【圏域ごとの医療関係者等による協議の場の役割】**  
 圏域内のあるべき地域精神科医療連携体制の構築を協議する場(特に、圏域内の病院・病院間連携および病院・診療所間連携の深化を図る)  
 <地域精神科医療提供機能を担う医療機関の主な役割>  
 地域精神科医療の提供  
 <地域連携拠点機能を担う医療機関の主な役割>  
 ①医療連携の地域拠点、②情報収集発信の地域拠点  
 ③人材育成の地域拠点、④地域精神科医療提供機能支援  
 <市町村の主な役割>  
 精神保健福祉相談、在宅医療介護連携推進の総合調整  
 <保健所の主な役割>  
 圏域内の医療計画の企画立案実行管理  
 圏域内の医療関係者間の総合調整

**三次医療圏における関係機関の役割**

**【都道府県ごとの医療関係者等による協議の場の役割】**  
 都道府県内のあるべき地域精神科医療連携体制の構築を協議する場(特に、多様な精神疾患等ごとに各医療機関の医療機能の明確化を図る)  
 <都道府県連携拠点機能を担う医療機関の主な役割>  
 ①医療連携の都道府県拠点、  
 ②情報収集発信の都道府県拠点、  
 ③人材育成の都道府県拠点、④地域連携拠点機能支援  
 <精神保健福祉センターの主な役割>  
 保健所、市町村への専門的支援(個別相談、人材育成等)  
 <都道府県本庁の主な役割>  
 都道府県全体の医療計画の企画立案実行管理  
 都道府県全体の医療関係者間の総合調整

※1 精神医療圏の設定にあたっては二次医療圏を基本としつつ、障害保健福祉圏域、老人福祉圏域、精神科救急医療圏域等との連携も考慮し、地域の実情を勘案して弾力的に設定。  
 ※2 医療計画作成指針に基づく協議の場  
 ※3 精神科救急医療体制整備事業実施要綱に基づく協議の場

## 第84回(H29.2.22) 社会保障審議会・障害者部会 資料

### 3. 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

#### 「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備

##### 1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

##### 2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(＊)
- (＊) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

##### 3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の附則を置く。

平成29年2月厚生労働省「地域包括ケアシステム強化法案 概要説明資料」

**杵築市では、平成28年度より、毎月第4水曜日に、保健医療福祉教育の関係各課(課長・係長)の連携会議を定例化し、地域共生社会の実現等に向けた検討を行っている**

12



### 全世代対象の地域ケア会議 (H28.5～)

- 介護保険で実践し、成果を導いた地域ケア会議の手法(個別プランの検証から地域課題の把握、解決策の展開)を、他の保健福祉分野にも適用
- ケースによって、各種制度の調整機能及び社会資源を連携させ、効果的な支援策が提示できるコーディネーターの育成及び資質向上
- 全世代を対象とした地域包括ケアシステムに携わる関係職員のマネジメント力の強化

#### 参加者

- (関係機関)
- 市社会福祉協議会
- 公共職業安定所
- 障がい相談支援事業所 等
- (杵築市職員)
- 福祉推進課
- (生活支援係、障害福祉係)
- 子育て世代包括支援センター
- 市教育委員会
- 市民課(介護保険係)
- 地域包括支援センター
- 医療政策課(政策係)
- 健康長寿あんしん課
- (市民健康係、国保保健事業係) 等



#### 検討プラン

**生活困窮者ケース  
障がい者・児ケース  
子ども子育てケース**

(平成29年度実施予定)  
不登校児童・生徒ケース

- 初回: 平成28年5月
- 時間: 第2水曜日14～16時
- 主催: 福祉推進課長
- 庶務: 地域包括ケア推進係

#### 助言者

- 医師・歯科医師
- 作業療法士
- 精神保健福祉士
- 薬剤師
- 管理栄養士
- 医療ソーシャルワーカー
- 県保健所保健師
- 障がい者就労・生活支援センター
- NPO法人(自立援助ホーム放課後等デイサービス) 等

#### 平成28年度実績

- ・会議回数 11回
- ・検討ケース のべ35件

13



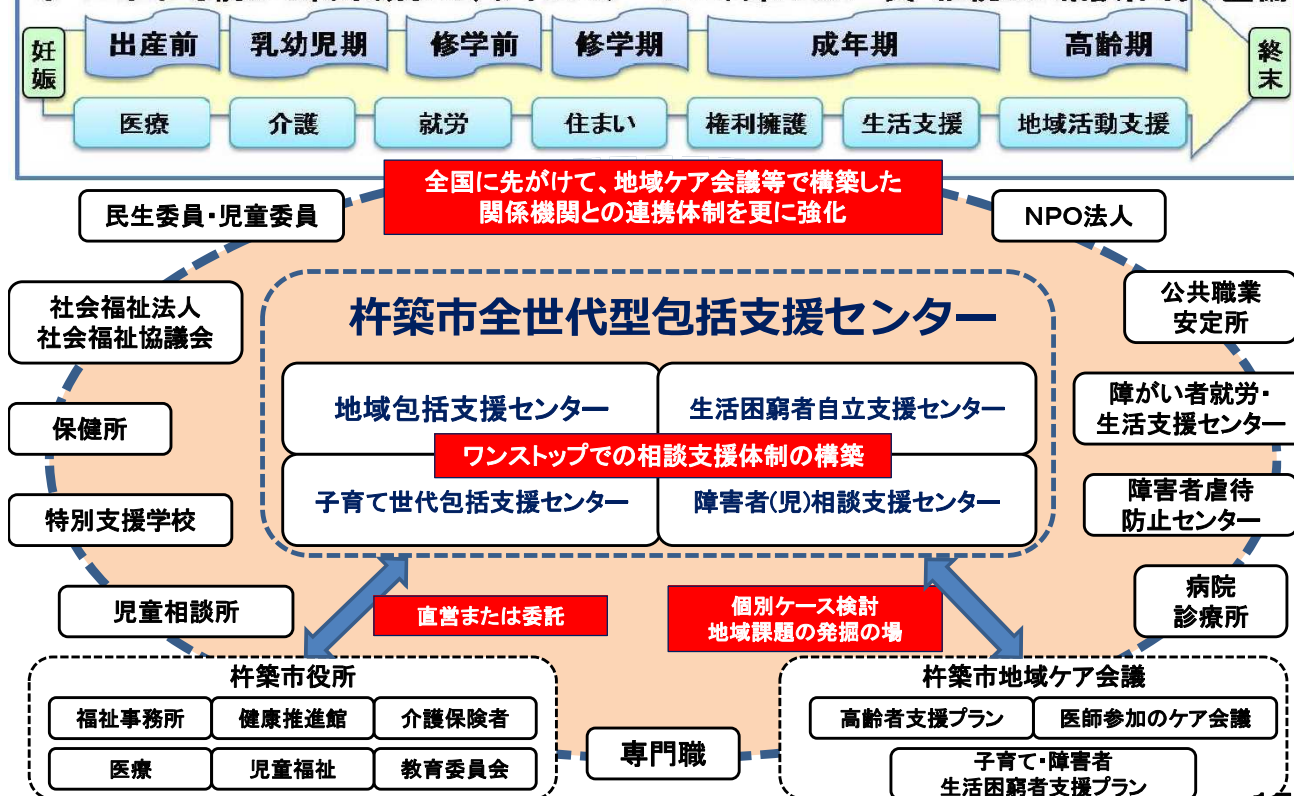
# 平成28年度 検討ケース一覧(抜粋)

- 何らかの支援が必要な人(障がい、疾病、虚弱体質等のため)の就労支援
- 認知症の親と、障がいのある子の世帯の支援
- ひきこもりとなっている長期未治療の精神障がい者の支援
- 高次脳機能障がいの人の生活訓練、移動支援
- 高齢の障がい者の金銭管理
- 身体障がい者の65歳到達に伴う介護保険への移行
- 障がい(精神、パーソナリティ障がい等)のある母と発達障がい児の子育てに関する支援
- 生活保護を受給している世帯の子育てに関する支援
- 虐待のおそれがある親への対応
- 無計画な妊娠・出産を繰り返す夫婦への家族計画等の指導
- 10代の夫婦の子育てに関する支援



# 全世代型包括支援センターのイメージ

- 生まれる前から終末期まで、ライフステージに合わせた一貫・継続した相談体制の整備





## 新センターを構成する各相談支援センター

名称	全世代対応型包括支援センター			
	地域包括支援センター	子育て世代包括支援センター	障害者相談支援センター	生活困窮者自立支援センター
現行の運営形態	直営 (杵築庁舎、山香庁舎)	直営 (健康推進館)	委託 (白萩、樹の実園、たいよう)	委託 (市社会福祉協議会)
所管	市民課介護保険係 健康長寿あんしん課	健康長寿あんしん課 子ども子育て支援課	福祉推進課 障害福祉係	福祉推進課 生活支援係
設置	平成18年度	平成28年度	平成17年度	平成26年度
根拠法	介護保険法	子ども・子育て支援法	障害者総合支援法	生活困窮者自立支援法
事業名	地域支援事業	利用者支援事業	地域生活支援事業	生活困窮者自立支援事業
実施事業(予定)	○包括的支援事業 ・介護予防ケアマネジメント ・総合相談支援 ・権利擁護 ・ケアマネジメント支援	○母子保健型利用者支援 ※市町村保健センター等で、保健師等の専門職が利用者支援と地域連携を行う	○一般的相談支援	○自立相談支援
財源	国 39.0% 県 19.5% 市 19.5% 1号保険料 22.0%	国 1/3 県 1/3 市 1/3	国 1/2以内 県 1/4以内 (一部交付税措置)	国 3/4以内 (国庫負担金)

16



## 杵築市保健医療福祉総合計画2018(仮称)

○ 地域包括ケアシステム強化法に基づく社会福祉法の改正に伴い、**市町村地域福祉計画は、福祉の各分野における共通事項を定めた各計画の上位計画と位置づけることとされた**

○ 地域共生社会の推進のためには、市における各種福祉サービスの基礎となる各部門計画が、全世代に対応した地域包括ケアシステムの共通認識のもと、一体的に策定される必要がある。平成30年には、介護保険事業計画、障がい福祉計画等、複数の計画が改定時期を迎えることもあり、これらを総合的な地域福祉計画として一体化し、**保健医療福祉総合計画2018**を策定する

### 策定計画(予定)

地域福祉計画、介護保険事業計画・老人福祉計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、成年後見制度利用促進基本計画、子どもの貧困対策計画、健康増進計画・食育推進計画、自殺対策計画、国保特定健康診査等実施計画・保健事業実施計画、市地域医療構想

### 策定委員(予定)

学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表者(公募委員)、市議会議員、関係行政機関職員等 ※**20名程度で調整中**

### スケジュール(予定)





# 保健医療福祉関係の各種計画の概要

計画名	根拠法令	現行期間	備考
介護保険事業計画・老人福祉計画	介護保険法第117条 老人福祉法第20条の8	3年	・法により3年を1期とする ・国の基本指針に即して策定する ・両計画は、一体のものとして策定する
障害者基本計画	障害者基本法第11条	10年	
障害者福祉計画	障害者総合支援法第88条	3年	・国の基本指針に即して策定する
障害者成年後見制度利用促進基本計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条	—	・策定は努力義務 ・国の計画を勘案して策定する ・国計画は、平成29年春頃閣議決定予定
子ども・子育て支援事業計画・次世代育成支援対策行動計画	子ども・子育て支援法第61条 次世代育成支援対策推進法第8条	5年	・法により5年を1期とする ・国の基本指針に即して策定する
子どもの貧困対策推進計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律	—	・市町村計画は、法定されていない
健康づくり計画 (健康増進計画・食育推進計画)	健康増進法第8条 食育基本法第18条	10年	・策定は努力義務 ・国の基本指針・基本計画及び県計画を勘案して策定する ・杵築市では、平成31年度に必要な見直しを行う
自殺対策計画	自殺対策基本法第13条	—	・国の大綱及び県計画を勘案して策定する ・平成29年度はモデル市町村のみで策定
国民健康保険データヘルス計画	国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針	5年	・特定健診等実施計画、健康増進計画と整合性を図ること ・杵築市では第1期のみ4年とし、以降上記計画と連動
国民健康保険特定健診等実施計画	高齢者の医療の確保に関する法律第19条	5年	・法により5年を1期とする(第3期(30年度)分より6年を1期) ・国の基本指針に即して策定する
地域福祉計画	社会福祉法第107条	5年	
地域医療構想	医療法第30条の4	—	・県医療計画(次期:平成30年～36年)の一部 ・医療計画の期間に関わらず、2025(平成37)年を見据えた計画

18



# 杵築市保健医療福祉総合計画の計画期間

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度			
保健医療福祉総合計画							第1期					第2期						
							第1期(後期)											
介護保険事業計画・老人福祉計画	第5期			第6期			第7期			第8期			第9期					
障害者基本計画	第1期					第2期					第3期							
障害者福祉計画	第3期			第4期			第5期			第6期			第7期					
障害者成年後見制度利用促進基本計画							第1期					第2期						
子ども・子育て支援事業計画・次世代育成支援対策行動計画				第1期					第2期					第3期				
子どもの貧困対策推進計画							第1期			第2期			第3期					
健康づくり計画 (健康増進計画・食育推進計画)	第1次			第2次														
							第2次(後期)					第3次						
自殺対策計画							第1期					第2期						
国民健康保険データヘルス計画			第1期				第2期					第3期						
国民健康保険特定健診等実施計画	第1期	第2期					第3期					第4期						
地域福祉計画	第1次	第2次					第3次					第4次						
地域医療構想							2025(平成37)年を見据えた長期構想											

19



# 児童養護施設で暮らす児童の農業体験活動

「**杵築市まち・ひと・しごと創生総合戦略**」に基づき、世界農業遺産の地であるが少子高齢化等に伴い後継者が不足している市内**農業事業者**と、施設卒業後の就労の定着が課題となっている**児童養護施設で暮らす児童**とのマッチングを行い、将来的な就農に結びつけ杵築市への定住を促進する事業の初年度の実施として、**大分県児童養護施設協議会**、**特定非営利活動法人おいた子ども支援ネット**及び杵築市との協働により実施したもの。

## 日程・参加者

- 前期日程（平成28年8月22日(月)～24日(水)）  
女子 9名（内訳）高校生2名、中学生7名(県内2施設より)
- 後期日程（平成28年8月24日(水)～26日(金)）  
男子12名（内訳）高校生4名、中学生8名(県内6施設より)

## 受入農業事業者

- 農業生産法人株式会社アットファームくにさき 様(杵築市守江)
- 農事組合法人南俣水里の農場 様(杵築市大田俣水)
- 田畑修一牧場 様(杵築市山香町)



杵築市長と参加児童  
(8/24 現地での意見交換の様子)

## 実施体制

(事業支援)

### 杵築市役所

福祉推進課、政策推進課、  
農林課、子ども子育て支援課 等

(農業指導)

### 受入農業事業者

**農福連携、  
官民協働の体制で実施！**

(事務局・コーディネーター)

### NPO法人

おいた子ども支援ネット

(参加・協力)

大分県児童養護施設協議会  
県内各児童養護施設

20

## 事前学習会

- 開催日：平成28年7月26日(火)、場所：杵築市役所山香庁舎
- 参加者：参加予定児童、施設職業指導員
- 内容：自己紹介、クイズ形式での農業学習、当日スケジュールの確認等

## 農業体験活動

- 前期日程：平成28年8月22日(月)～24日(水) 女子児童 9名
- 後期日程：平成28年8月24日(水)～26日(金) 男子児童 12名
- 活動場所：市内3農業事業者 ※宿舎は、横岳自然公園施設を利用



7/26 事前学習会の様子

アットファームくにさき(後半6名)

南俣水里の農場(前半3名、後半2名)

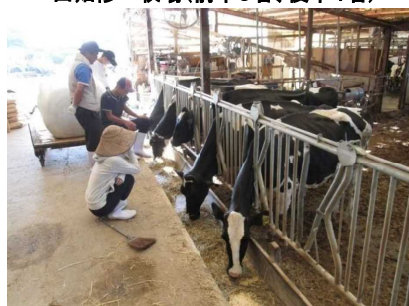
田畑修一牧場(前半6名、後半4名)



8/25 パジルの収穫の様子



8/23 ナスの収穫の様子



8/25 乳牛へのエサやりの様子

## 体験活動の例

※受入先農業事業者の活動場所により、内容は異なります

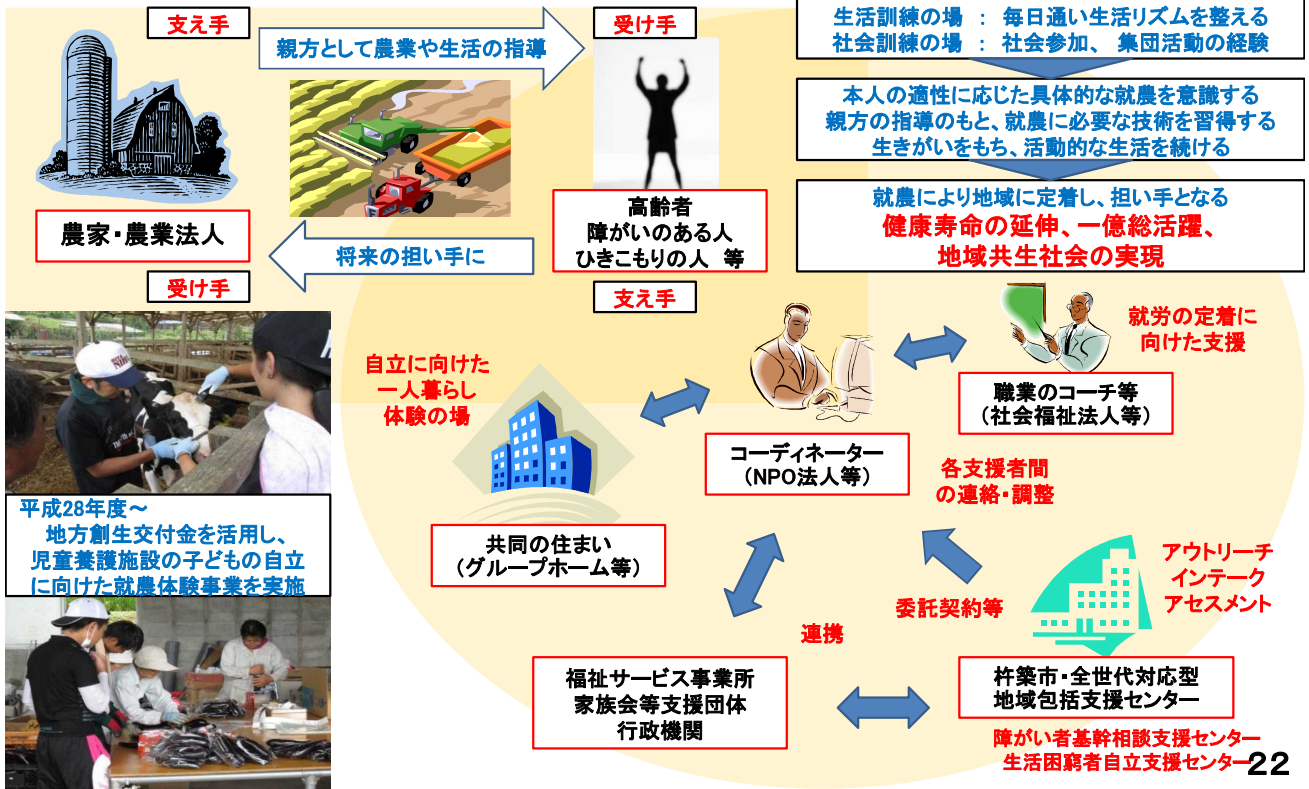
- 1日目 宿舎(横岳自然公園)に到着(午後)、農家の方へ挨拶、交流会(バーベキュー)、全体会議 等
- 2日目 午前5時起床、午前7時頃各自の活動場所にて作業開始、午後6時頃活動終了
- 3日目 午前5時起床、午前7時頃各自の活動場所にて作業開始、午前11時頃活動終了、農家の方へお礼の会

21

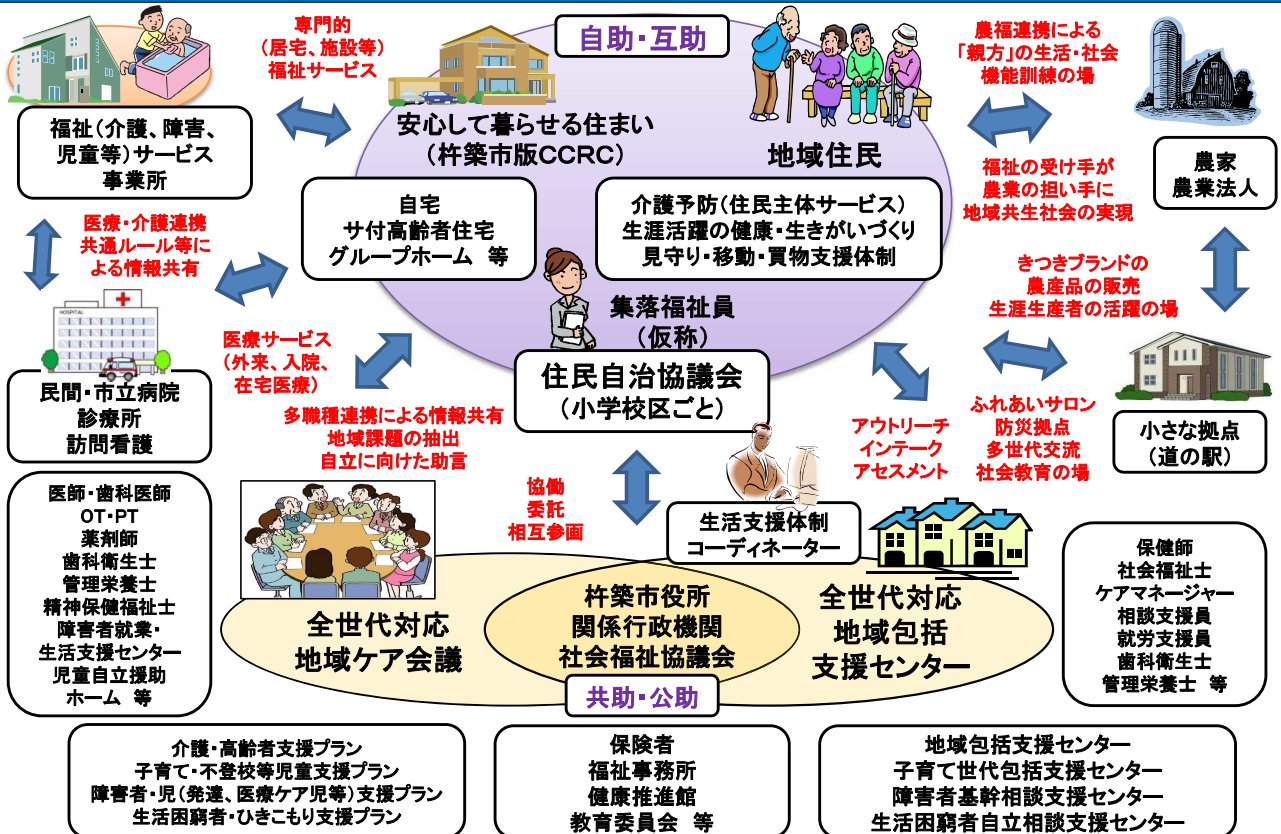


# 農福連携による地域共生社会のイメージ

世界農業遺産の地でありながら後継者不足が課題である農業事業者、何らかの支援がなければ自立した日常生活を送ることが困難な人、生涯現役を目指す高齢者等をマッチングし、支え手側と受け手側を固定せず、皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる**杵築市版地域共生社会**の実現を目指す。



# 多様な地域資源の協働による「きつき版地域包括ケアシステム」のイメージ



「杵築市保健医療福祉総合計画2018」の策定による地域マネジメントの規範的統合と、統合されたケアの提供による「生まれる前から週末まで、ライフステージに合わせて一貫・継続した総合的な支援体制」の構築を目指す 23